

## 新旧対照表

### 柏市一般乗合旅客自動車運送事業運賃協議会要領

改正前	改正後
第1条から第5条まで 略 (会議)	第1条から第5条まで 略 (会議)
第6条 協議会は、必要に応じて事務局が招集し、会長がその議長を務める。	第6条 協議会は、必要に応じて事務局が招集し、会長がその議長を務める。
第1項から第4項まで 略 5 協議会は、対面開催に代えて書面またはウェブ会議により協議することができるものとする。 6 必要に応じて委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見もしくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。	第1項から第4項まで 略 5 協議会は、対面開催に代えて書面またはウェブ会議により協議することができるものとする。 6 次の各号に掲げる場合は、当該協議会の会議を省略することができる。 (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合 (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合 (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合 (4) 新たな決済手段を追加する場合 7 必要に応じて委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見もしくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
第7条、第8条 略	第7条、第8条 略

**附 則**

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和8年2月　　日から施行する。